

桶川市教育委員会では、学校教育法施行令第8条に基づく指定校の変更基準と学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学の基準を次の表のとおり定めています。希望する場合、申請の手続きが必要になります。

ただし、個別に状況が異なる場合がありますので、事前に学務課へお問い合わせください。

### 別表

番号	事由	許可期間	提出書類
1	小学校1～4年の学年途中の場合	その学年終了まで	
2	小学校5、6年生及び中学生の場合	卒業まで	
3	心身の障害等の場合	所見及び診断書をもとに判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長所見</li> <li>・ 医師の診断書等</li> </ul>
4	小学校まで続けてきたスポーツの部活動がない場合	卒業まで	
5	兄弟姉妹が区域外就学又は指定校変更の許可をうけている学校と同じ学校に通う場合	卒業まで	
6	住宅購入や賃貸契約等により学期初めから通学希望をする場合	入居時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅購入等が確認できるもの(契約書等)</li> </ul>
7	同学区内に新築等をする場合でその間一時的に他の学区に居住する場合	入居時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認ができるもの(契約書等)</li> </ul>
8	国・県・市の公共事業用地買収により転居した場合	卒業まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地買収によるものが確認できるもの</li> </ul>
9	その他教育委員会が認めた場合 (例：いじめや不登校等)	事由により判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長所見</li> <li>・ 保護者からの願等</li> </ul>

(平成20年4月1日施行)